

全員協議会（第 2 部）会議録

日 時 令和元年 7 月 23 日（火） 午前 10 時 45 分～午前 11 時 38 分
場 所 第 1 委員会室
出 席 者 全議員 20 名
傍 聴 者 1 名
会議録作成 ふじえ真理子

1 議会改革について

(1) 今期議会改革の目標を設定

- ① 議員相互の自由闊達な議論と政策立案・提言機能の向上を目標とする。
- ② 市民との意見交換の場を積極的に設ける。
- ③ 出された意見等を常任委員会所管事務調査等で積極的に調査する。
- ④ 今期中に政策等に関する議員提出議案を最低 1 本は上程することを目指す
上記案を説明し、全会一致で決定する。

(2) 全員協議会要綱を改正

協議事項に「③議会基本条例第 23 条に基づく重要な計画の説明」を追加する。

<確認>第 23 条（重要な計画の説明）…「(6) その他重要な計画」については、
その都度、この場で必要性を協議した上で、必要なものは議長から説明を求
める。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

(3) 全員協議会（第 2 部）要綱を新設

- ・開催日は、原則として全員協議会終了後とするが、必要に応じ、議長が招集することが
できる。開催時間は、原則 1 時間以内とする。
- ・協議事項は、議会改革に関する事項のほか、議員間で自由に意見交換することが必
要であると議長が認めた事項とする。
- ・議長は、必要に応じ議決をとることができる。
- ・会議録は、議席番号順に 2 人ずつ作成する。（1 番と 20 番から順に）
- ・議長は、必要に応じ議会事務局に出席を求めることができる。当局側に出席を求め

る可能性については、採決の結果、賛成少数により、いずれの場合も当局側を呼ぶことはしない、と決定する。

- ・協議会（第2部）を原則公開にするか否かは採決の結果、賛成少数により非公開と決定する。

上記案を説明し、原案を一部修正のうえ、全会一致で決定する。

(4) 議会改革部会要綱を新設

- ・部会は、議会基本条例第3条第5項及び同27条に基づき、第1部会・第2部会を設置し、議長の諮問機関とする。正副議長を除く議員はどちらかの部会に所属し、任期は原則2年。退任した正副議長はどちらかの部会に所属し、必要に応じ人数を調整する。
- ・運営について、議事は過半数で決するものとするが極力全会一致を目指す。部会長は取りまとめた結論を文書で議長へ答申する。議会事務局へ出席を求めることができる。部会は非公開とする。
- ・部会への諮問事項は議長が定める。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

(5) 議会改革に関する申し合わせを確認

- ・検討事項は、前期からの継続課題と全員協議会（第2部）に提出された新たな案件とする。
- ・新たな案件は全員協議会（第2部）の1週間前までに所定の用紙（別紙）で議長へ提出する。
- ・議長は、議長へ出された新たな案件は全員協議会（第2部）へ報告、承認を得た上、各部会長へ諮問する（会派会議または議会運営委員会の所管事項は除く）。
- ・議長は、部会長から答申された内容を全員協議会（第2部）へ諮り、全議員で協議し決定する。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

(6) その他

- ・1週間前に議長へ提出する「議会改革提案書」の全議員へ配布するタイミングは、全員協議会（第2部）当日とする（試行）。

・ <流れの確認>

「議会改革提案書」>>>全員協議会（第2部）で取り扱いを検討
検討の結果により次の3パターンが考えられる

- ① その場で即決する
- ② 部会で検討する
- ③ 取り扱わない

2 その他

- ・ 次回開催日 8月23日(金) 全員協議会 終了後
- ・ 次回会議録作成者 服部龍一議員、近藤善人議員